

市・県民税の税額計算



①調整控除

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

	市民税	県民税
合計課税所得金額	200万円以下の場合 所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額の少ない方×3/100	所得税との人的控除額の差額の合計額と合計課税所得金額の少ない方×2/100
	200万円超の場合 {(所得税との人的控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額 - 200万円)} → 最低5万円×3/100	{(所得税との人的控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額 - 200万円)} → 最低5万円×2/100

②税額控除

(ア) 配当控除

種類	利益の配当等 証券投資 信託等	課税所得金額			
		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
	下記以外のもの	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	一般外貨建等証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(イ) 寄附金税額控除

基本控除	都道府県、市町村または特別区に対する寄附金、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社の支部または市町村が条例で指定する団体に対して寄附を行った場合	市民税		県民税	
		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		(寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額 - 2,000円) × 6/100		(寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額 - 2,000円) × 4/100	
特例控除	上記のうち、都道府県、市町村または特別区に対して寄附を行った場合(ただし、総務大臣から指定を受けていない団体に対して令和元年6月以降に行った寄附を除く)調整控除後の所得割額の20%に相当する額を上限	市民税		県民税	
		{(寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率 × 1.021)} × 3/5		{(寄附金額と総所得金額等の30%とのいずれか少ない金額 - 2,000円) × (90% - 所得税率 × 1.021)} × 2/5	

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除

前年の所得税において平成21年から令和5年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合

対象者	控除限度額
次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成21年1月～令和5年12月までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除の対象となる方	次の①と②のいずれか少ない金額 ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額の5% (上限97,500円)
下記のいずれかに当てはまる場合、控除限度額の②は所得税の課税総所得金額の7% (上限136,500円) となります。 ・平成26年4月～令和3年12月に入居し、かつ消費税8%以上で契約した場合 ・令和4年中に入居した方のうち、消費税10%、かつ一定期間内(※)に住宅の取得に係る契約をした場合 ※新築の場合は令和2年10月～令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得や増改築等の場合は令和2年12月～令和3年11月に契約	

③均等割額 市民税3,000円、県民税2,000円 (うちみどり環境税1,000円)、森林環境税(国税) 1,000円

令和6年度市・県民税の主な改正点

森林環境税の創設、上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方式の統一、国外居住親族に係る扶養控除の見直しなど詳細は市のホームページをご覧ください。

郵送等での提出

- 申告書に必要事項を記入し、所得や控除を証明できる書類とあわせてご郵送ください。
- 添付書類は返却しないため、原本が必要な方はコピーを送付してください。
- 受付印を押した申告書を返送ご希望の方は、返信用封筒(宛先を記載、所要額の切手を貼付)を同封してください。

お問い合わせ・申告書の郵送先

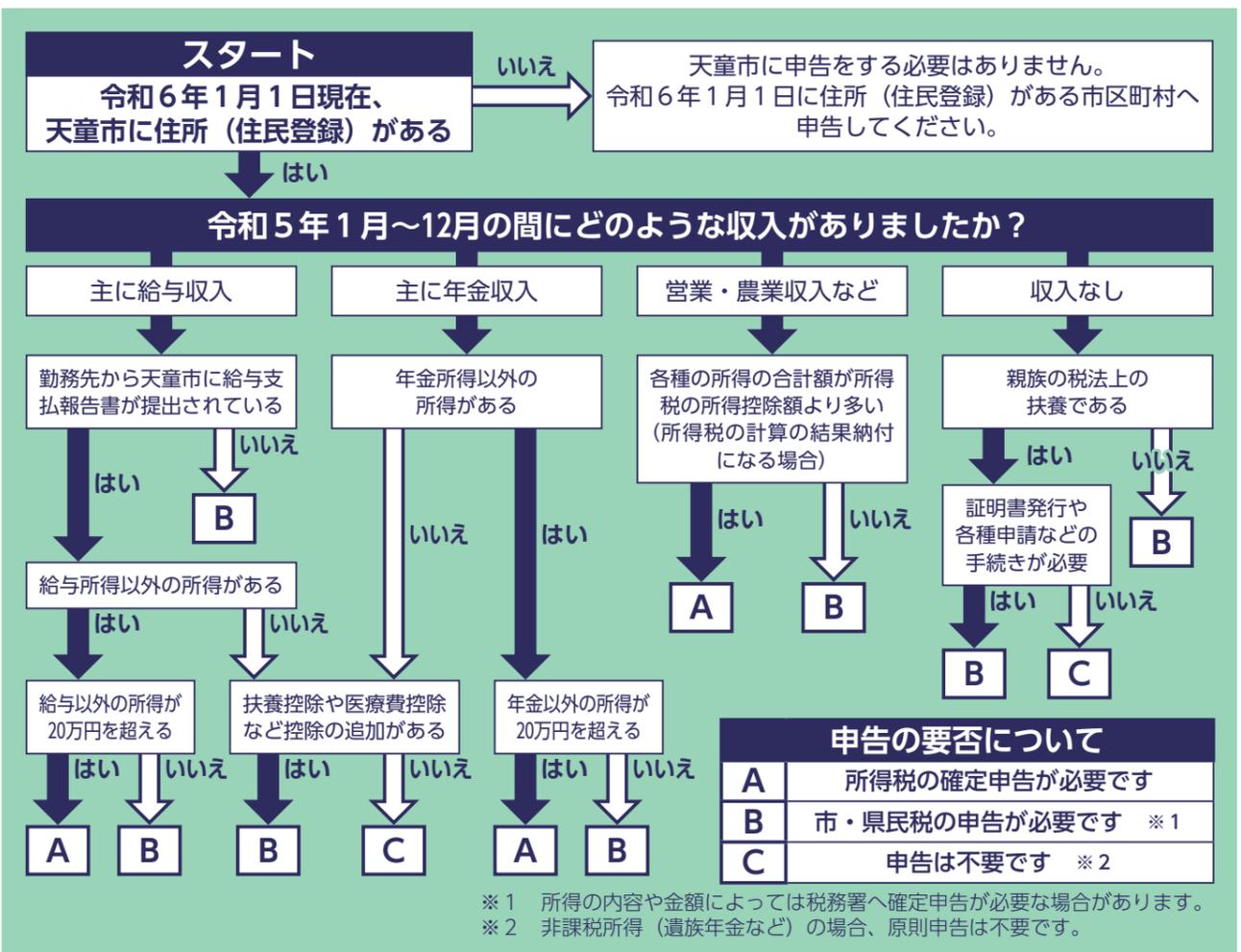
天童市税務課市民税係

TEL : 023-654-1111 内線 : 774~776
〒994-8510 天童市老野森1丁目1番1号

令和6年度 市・県民税申告の手引き

市・県民税申告が必要な方

- 令和6年1月1日現在、天童市に住所を有し、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に収入がある方(ただし、所得税の確定申告書を提出する方は必要ありません)
- 前年中の収入がない場合でも、申告書が届いた方
- 給与と所得者のうち次のような方
 - 勤務先で年末調整をしていない方(前年中に会社などを退職した方を含みます)
 - 給与所得のほか不動産(地代・家賃)・農業・営業・譲渡などの所得のある方(所得税では、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下のときは、確定申告は不要となっていますが、市県民税は申告をしなければなりません)
- 公的年金等受給者のうち、各種の控除を受けようとする方やほかの収入がある方



下記の場合は税務署へ確定申告が必要です

- 青色申告の方
- 新たに住宅ローン控除を受ける方
- 災害等による雑損控除や繰越損失の申告
- 金融商品(株式、仮想通貨等)に関する申告
- 土地、建物の譲渡に関する申告

詳しくは税務署に
お問い合わせください

山形税務署
023-622-1611

下記の種類「ア～シ、および①～⑳」は市・県民税申告書に記載されています。

市・県民税の申告書をご準備いただき、以下に沿ってご記入ください。

収入金額等・所得金額について

収入金額等(ア～シ)…前年中に収入が確定した額
 所得金額(①～⑳)…収入金額等からそれぞれの計算方法にもとづき必要経費などを差し引いた額

種類		内容
事業	営業等	卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、金融業、保険業などから生ずる所得 医師、税理士、外交員、集金人、ホステスなど自由職業から生ずる所得
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、酪農などから生ずる所得
不動産		土地や建物などの不動産、地上権、永小作権、借地権などの不動産上の権利などの貸付によって生ずる所得
利子		国外で支払われる預金等の利子などに係る所得
配当		株式の配当、出費の配当、余剰金の配当などによる所得
給与		給料、俸給、賃金、賞与、歳費などの所得
雑(上記のいずれにも当たらない所得)	公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給、農業者年金、共済年金など ※所得の計算方法は右の表をご覧ください
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターなどの副収入による所得
	その他	生命保険の年金(個人年金)、暗号資産取引など⑦・⑧以外の所得
総合譲渡	短期	ゴルフ会員権、機械器具、骨董品などの譲渡による所得 ※譲渡した日において所有期間5年以下は短期、それ以外は長期に区分されます。
	長期	
一時		賞金品、懸賞金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金・損害保険金の返戻金などの所得

分離課税の譲渡所得のある方へ

土地、借地権などの土地上の権利、建物および建物附属設備、建築物、特定の有価証券などの譲渡による所得
 譲渡した年の1月1日において所有期間5年以下は短期、それ以外は長期に区分されます。
 (なお、譲渡所得の詳しい内容については山形税務署へお尋ねください。)

事業専従者に関する事項

生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の(1)(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。
 (1) 86万円(配偶者以外の親族の場合は50万円)
 (2) 専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)

公的年金等所得の計算方法

受給者の年齢	公的年金収入額	割合	控除額
昭和34年1月2日以後に生まれた人(65歳未満)	130万円未満	—	600,000円
	410万円未満	75%	275,000円
	770万円未満	85%	685,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	1,000万円未満	95%	1,455,000円
	1,000万円以上	—	1,955,000円
	330万円未満	—	1,100,000円
昭和34年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)	410万円未満	75%	275,000円
	770万円未満	85%	685,000円
	1,000万円未満	95%	1,455,000円
	1,000万円以上	—	1,955,000円

公的年金等所得=公的年金収入額×割合-控除額
 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額、2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額となります。

所得控除について

種類	適用範囲および控除額
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など)を支払った場合 支払保険料の合計
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人年金加入者掛金を支払った場合 支払掛金の合計

種類	適用範囲および控除額	種類	適用範囲および控除額	
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高70,000円)	配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下の方。上記のうち昭和29年1月1日以前生まれの方は老人控除対象配偶者。 ※内縁関係の方は配偶者に該当しません。	
新契約	新契約(平成24年1月1日以後に契約したもの)		納税義務者の合計所得金額	控除額
	支払った保険料の金額(A)		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
	12,000円以下		33万円	38万円
	12,001円～32,000円		22万円	26万円
	32,001円～56,000円		11万円	13万円
	56,001円以上	0円	0円	
旧契約	旧契約(平成23年12月31日以前に契約したもの)	合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者の方。		
	支払った保険料の金額(B)	納税義務者の合計所得金額		
	15,000円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	
	15,001円～40,000円	950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	40,001円～70,000円	控除額		
	70,001円以上	48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高25,000円)	配偶者特別控除	48万円超 105万円以下	
	地震保険料		105万円超 110万円以下	
	支払った保険料の金額		110万円超 115万円以下	
	50,000円以下		115万円超 120万円以下	
	50,001円以上		120万円超 125万円以下	
	25,000円		125万円超 130万円以下	
地震保険料	支払った保険料の金額	扶養控除	130万円超 133万円以下	
	50,000円以下		133万円超	
	50,001円以上		0円	
	旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約したもの)		一般	
	支払った保険料の金額		特定	
	5,000円以下		老人	
5,001円～15,000円	年少			
15,001円以上	一般			
旧長期損害保険料	支払った保険料の金額	基礎控除	平成17年1月2日から平成20年1月1日に生まれた方	
	5,000円以下		平成20年1月2日以後に生まれた方	
	5,001円～15,000円		特定	
	15,001円以上		老人	
	25,000円		年少	
	26万円		一般	
寡婦控除	①または②を満たし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	雑損控除	2,400万円以下	
	① 夫と死別後再婚していない方、または夫が生死不明の方で、前年の合計所得金額が500万円以下		2,400万円超 2,450万円以下	
	② 夫と離別後再婚していない方で、扶養親族があり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下		2,450万円超 2,500万円以下	
	26万円		2,500万円超	
	30万円		0円	
	26万円		0円	
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、前年の合計所得金額が500万円以下、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	医療費控除	災害、盗難、横領などにより損害を受けた場合	
	30万円		①(災害等による実損失額-(総所得金額等の合計額×10%))	
	26万円		②(災害関連支出の金額-5万円)	
	26万円		①か②のいずれか高い方の金額	
	26万円		本人や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合①、もしくは、スイッチOTC薬品等を購入した場合②	
	26万円		①(支払った医療費-保険などの補てん金額)-(総所得金額等×5%)または10万円のいずれか少ない金額	
勤労学生控除	大学生・高校生・一定の専修学校の生徒等で、前年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下	医療費	健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行っている方が、特定の医薬品(スイッチOTC薬品等)を購入した場合	
	26万円		②(支払った金額-保険などの補てん金額)-12,000円	
	26万円		控除限度額 200万円	
	26万円		控除限度額 88,000円	
	26万円			
	26万円			
障害者控除	本人や同一生計の配偶者または扶養親族が下記に該当する場合	セルフメディケーション税制		
	障害者			
	26万円			
	特別障害者			
	30万円			
	53万円			
同居特別障害者	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている方			